

2021年度・中東等産油・産ガス国投資等促進事業
／環境整備／投資促進セミナー
「カタール公共事業庁(Ashghal)向け下水ウェビナー」
業務委託先の公募について

2021年6月10日
一般財団法人 中東協力センター

一般財団法人中東協力センター(以下「JCCME」)は、投資促進セミナーの一環として、カタール公共事業庁(Public Works Authority、以下「Ashghal」)を対象に、我が国の下水関連技術を紹介するウェビナーとワークショップを開催するところ、下記要領にて本件にかかる業務の委託先を公募します。

記

1. 事業概要

- 我が国の下水技術に関連する下記の5つのトピックの講義ビデオ(英語)を制作し、Ashghal の関係者に向けて、3週間のオンデマンド配信を行う。
 - ①浄化槽:日本技術のオンサイト小型下水処理システムの技術紹介
 - ②スラッジ処理:日本技術の燃焼器や脱水機の技術及び事例紹介
 - ③洪水(雨水)対策:日本の水コンサル会社の対応実績とノウハウの紹介
 - ④ トレーニングおよびトレーニングセンター:日本の自治体でのトレーニング事例と効果などの紹介
- 配信期間中に視聴者からの質問を受け付け、Q&A List を作成して視聴者全員に共有する。
- 配信終了後、ビデオを視聴した Ashghal の関係者(10名程度)とリモートでライブのワークショップを実施する。構成は、①各講義のサマリー発表、②視聴者からの主要な質問に対する回答、③自由討議、④Ashghal による情報提供など。

2. 公募(見積り)内容と留意点

(1)4つのトピックの英文講義資料(PPT)の作成

- 1 講義あたりの時間は 30 分程度とする。

(2)講義資料の英文読み原稿の作成

- 必ずネイティブチェックを実施すること。
- 講義資料(PPT)のノート機能またはワードファイルで納入すること。
- JCCME でネイティブのナレーターを手配し、納品された読み原稿に沿って録音作業を

行う(別途外注)。

- JCCME で講義ビデオを制作し、配信を行う(別途外注)。

(3) 視聴者からの質問に対する回答(Q&A List)の作成

- 一講義あたり 5 問、計 25 の質問を想定。
- Q&A は一問一スライドで、講義別に PPT(英語)で作成する(JCCME からフォーマット提供)。
- 完成した Q&A List は JCCME から Ashghal に送信する。

(4) ワークショップへの参加

- 受託業者は、講師による各講義のサマリー発表、視聴者からの主要な質問に対する回答、自由討議、およびこれらに係る進行を行う(使用言語は英語)。
- ワークショップの所要時間は 90 分から最大 120 分を想定。
- ワークショップの会場や必要な機材は JCCME が手配する(コロナの感染状況によってリモート開催も検討)。

(5) 事業報告書の作成

- 各講義の概要、主要な Q&A の内容、ワークショップの議事録、ワークショップを通じて知り得たカタルの下水処理分野の問題点に対し、我が国の技術やノウハウを活用した解決案、アドバイス等について記載する。

3. 日程(予定)

- ビデオ配信: 2021年9～11月の3週間
- ワークショップ: ビデオ配信終了後 1 週間以内

4. 応募要件

- 日本法人(登記法人)であること。
- 業務を円滑に実施するために十分な人員体制、経営基盤を有し、法令順守・金銭管理の面で適切な管理能力を備えていること。
- 受託業者は、受託事業者社員、もしくは受託業者が本件業務委託期間中に手配する第 3 者等が知り得た秘密事項については、委託期間中はもとより、委託期間終了後も他に漏洩しないよう、本件業務に関わる関係者に対し指導・管理責任を有する。
- 経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領(平成 15・01・29 会課第 1 号)別表第一および第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。
以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。

- ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であること、法人等の役員等(個人である場合はその

者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であること。

- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

<本業務のための個別要件>

- 2018年度以降に「下水道分野」に関する中東向けの調査、技術協力、セミナー(ウェビナーを含む)、ワークショップ等の業務実績を有すること
- 過去にカタール国の水分野における業務実績を有すること
- 過去に我が国の下水道分野において、下記に関連する業務実績を有すること
 - ①浄化槽
 - ②スラッジ処理
 - ③洪水(雨水)対策

5. 応募書類

- 見積書
- 応募者の概要がわかるもの(会社案内等)
- 各トピックについて提供できるコンテンツ(書式自由)
- <本業務のための個別要件>を満たす業務実績(年度、向先、内容)
- 暴力団排除に関する誓約書(別添に署名いただき応募書類と一緒に提示下さい)。

6. 評価基準

以下の項目を勘案して、総合的に応募者を評価する。

- 提案金額とその内訳、経費の構成
- 提供できるコンテンツの内容
- <本業務のための個別要件>を満たす業務実績の内容
- コンプライアンス対応

7. 応募書類の提出期限

2021年6月28日(月曜日)15時

8. 選定結果の通知

2021年7月中旬を目途に JCCME のホームページに掲載する。

選定結果に関する問い合わせは不可とする。

9. 応募書類提出および問い合わせ先

一般財団法人中東協力センター 吉田(参事)

E-mail: yoshida@jccme.or.jp

Tel: 03-3237-6722

以上

暴力団排除に関する誓約書

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であること、法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であること。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

年 月 日

住所
社名
氏名

印